

ことしの

令和8年度

税制改正のポイント



改正解説
動画視聴
サービス
付き



● 物価上昇局面における基礎控除等の対応

(基礎控除の引上げ、給与所得控除の引上げと最低保障額の特例の創設など)

● 「強い経済」の実現に向けた対応

(大胆な設備投資促進税制の創設、研究開発税制の見直し、賃上げ促進税制の見直しなど)

● 消費税インボイス制度に係る経過措置の見直し

(いわゆる「2割特例」の見直し、免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直しなど)

その他主要改正事項を収録

はじめに

令和8年度の税制改正関連法案は、令和8年2月20日に国会に提出され、3月13日の衆議院本会議において可決されました。その後、参議院に送付され、3月31日に可決・成立しました。

今年度の税制改正は、「強い経済」の実現に向け、大胆な設備投資の促進等を通じて、持続的な成長を図ることを基本的な考え方としています。

具体的な改正内容として、所得税関係では物価高への対応のため、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されました。その上で、給与所得者の課税最低限は178万円まで特例的に引き上げられました。さらに、住宅ローン控除やNISA等についても拡充されました。

一方、昨年度に議論された給与所得控除と公的年金等控除の調整については、控除額の合計の上限が280万円とされました。加えて、復興特別所得税の税率を1%引き下げた上で、防衛特別所得税（1%）が創設されました。

法人税関係では、高付加価値化に資する設備投資を対象とする大胆な設備投資促進税制が創設されるとともに、研究開発税制については「戦略技術領域型」が追加されるなど、制度の強化が図られています。一方で、賃上げ促進税制については、大企業向けの措置が廃止されるなど、中小企業に特化した形での見直しが行われました。

消費税関係では、インボイス制度導入に伴う経過措置について、個人事業者や中小企業者の対応状況等を踏まえ、事務負担への配慮と税負担の激変緩和を図る観点から見直しが行われました。そして、資産税関係では、不動産に係る公平性確保の観点から、一定の貸付用不動産及び不動産小口化商品の評価方法が見直されました。

本冊子は、令和8年度税制改正の内容を、図表やイラストを用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸甚です。

CONTENTS もくじ

I 個人所得課税 改正のポイント

①	物価上昇局面における基礎控除等の対応	4
1	基礎控除の引上げ	4
2	給与所得控除の引上げと最低保障額の特例の創設	5
3	同一生計配偶者及び扶養親族などの所得金額要件の見直し	6
4	ひとり親控除の控除額の引上げ	7
②	住宅・土地税制の改正	8
1	住宅ローン控除の延長と見直し	8
2	耐震リフォーム促進税制の延長等	11
3	リフォーム促進税制の延長等	11
4	認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の延長等	12
③	金融・証券税制の改正	12
1	NISAの拡充	12
2	特定暗号資産の譲渡等をした場合の譲渡所得等の課税方式等の見直し	13
3	同族会社の役員等が特定法人から受ける社債利子への課税の整備	15
④	その他個人所得課税関係の改正	15
1	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し	15
2	青色申告特別控除の見直し	16
3	年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の延長	17
4	通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当の非課税限度額の見直し	17
5	使用者からの食事の支給により受ける経済的利益の非課税範囲の引上げ	18
6	深夜勤務に伴う夜食代に係る所得税非課税限度額の引上げ	18
7	給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整	19
8	一定の所得控除に係る添付書類の確定申告書への添付等省略措置の拡充	19
9	ふるさと納税の見直し	20
10	法人課税についての改正で、所得課税においても同様の改正があるもの	20

II 資産課税 改正のポイント

1	教育資金の一括贈与非課税措置の見直し	21
2	個人版事業承継税制の承継計画提出期限の延長	21
3	法人版事業承継税制の承継計画提出期限の延長	21
4	貸付用不動産の評価方法の見直し	21
5	不動産取得税及び固定資産税の免税点の見直し	23



法人課税 改正のポイント

① 「強い経済」の実現に向けた対応	24
1 大胆な設備投資促進税制の創設	24
2 研究開発税制の見直し	25
3 賃上げ促進税制の見直し	28
② 活力ある中小企業の後押し・その他法人課税の改正	29
1 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し	29
2 中小企業投資促進税制の見直し	29
3 中小企業経営強化税制の見直し	30
4 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設	30
5 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長	31



消費課税 改正のポイント

① 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し	32
1 新たにインボイス発行事業者となった小規模事業者の税額控除に関する経過措置（いわゆる「2割特例」）の見直し	32
2 インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置	33
② 国境を越えた電子商取引に係る課税の適正化	35
1 少額免税制度の見直し	35
2 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入	36
③ 国内に所在する不動産に係る役務提供等に対する課税の見直し	37
④ 消費税における暗号資産の取扱いの見直し	38
⑤ 自動車関係諸税の見直し 39	⑥ 国際観光旅客税の税率引上げ 39



防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

① 防衛特別所得税の創設	41	② 復興特別所得税の改正	41
--------------	----	--------------	----

その他の改正

42

(注) 本冊子の内容は、令和8年4月1日現在の法令等、令和7年12月19日付の与党の「令和8年度税制改正大綱」及び令和7年12月26日に閣議決定された「令和8年度税制改正の大綱」等によりますが、以後の法令改正等にも十分ご留意ください。

① 物価上昇局面における基礎控除等の対応

1 基礎控除の引上げ

(所法86、203の3、措法41の16の2、措令26の27の2、措規19の10の2)

【本則】 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である居住者の控除額が4万円引き上げられました（58万円→62万円）。

【特例による加算額】 居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあっては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額（令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例）が次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました。

イ	令和8年分 及び 令和9年分	その居住者のその年分の		
		(イ)	合計所得金額が489万円以下である場合	42万円
		(ロ)	合計所得金額が489万円を超える場合	5万円
ロ	令和10年分以後の各年分	37万円		

上記の見直しの結果、令和8年分及び令和9年分の基礎控除の額は次のとおりとなりました（注1）。

合計所得金額	基礎控除の額（本則 ^(注2) + 特例による加算額 ^(注3) = 基礎控除の額）	
	令和7年分 （改正前）	令和8・9年分 （改正後）
132万円以下	58万円 + 37万円 = 95万円	62万円 + 42万円 = 104万円
132万円超 336万円以下	58万円 + 30万円 = 88万円	
336万円超 489万円以下	58万円 + 10万円 = 68万円	
489万円超 655万円以下	58万円 + 5万円 = 63万円	62万円 + 5万円 = 67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円

2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

(注1) 基礎控除額の引上げは所得税のみです。

(注2) 所得税法第86条[本則]の基礎控除の額です。

(注3) 令和7年度税制改正で措置された租税特別措置法第41条の16の2[特例による加算額]です。令和10年分は、合計所得金額132万円以下の区分のみ37万円が加算されます。

上記の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置が講じられました。なお、住民税の基礎控除額(43万円)の改正はありません。

適用関係

- ① 上記の改正は、令和8年分以後の所得税について令和8年12月1日以後適用されます。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。
- ② 上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、その公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。)の支払者から還付等をするための措置が講じられます。

(改所法等附1四イ、同口、1五イ、9、11、12、45、改措令附13、改措規等附1三)

2

給与所得控除の引上げと最低保障額の特例の創設

(所法28、別表二～五、措法29の4、地法23①五、292①五、措令19の4の2、措規11の5、改所法等附1四イ、同口、1五イ、3、13、36、改措令附1二、改措規等附1三)

[本則] 令和8年分以後の給与所得控除について、65万円の最低保障額が4万円引き上げられ、69万円になりました(個人住民税も同様)。

上記の見直しに伴い、①「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」、②「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、③「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等について所要の措置が講じられました。ただし、①②の表は、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等に適用されます(令和8年分は、令和8年12月1日以後の年末調整において適用されます)。

[特例による加算額] 令和8年及び令和9年における給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例が創設されました(個人住民税も同様)。

上記の特例は、令和8年分の年末調整(令和8年12月1日以後)と令和9年分の年末調整において適用できることとされます。

上記の見直しの結果、令和8年分及び令和9年分の給与所得控除は次のとおりとなりました。

給与の収入金額 (A)	給与所得控除の額(速算表による)	
	令和7年分 (改正前)	令和8・9年分 (改正後)
190万円以下	65万円	69万円 + 5万円 = 74万円
190万円超 220万円以下	(A) × 30% + 8万円	
220万円超 360万円以下		(A) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 110万円
850万円超	195万円	195万円

(注1) 所得税法上、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五(年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表)を用いて給与所得控除後の給与等の金額を求めますが(所法28④)、令和8年分及び令和9年分については、租税特別措置法第29条の4が規定する給与所得控除の最低控除額等の特例を適用した所得税法別表第五を用います。

(注2) 基礎控除額の最大額の104万円と給与所得控除の最低保障額の74万円の合計で、課税最低限は178万円になります(基礎控除以外の所得控除は考慮していません)。

3

同一生計配偶者及び扶養親族などの所得金額要件の見直し

基礎控除及び給与所得控除の見直しに伴い、①配偶者控除や扶養控除、②ひとり親控除、③勤労学生控除などの要件の一つである対象者本人の所得金額要件が引き上げられました。そして、④家内労働者^(注)に係る所得計算の特例の計算における必要経費の最低保障額も引き上げられました。また、その他所要の措置が講じられました。

(注) 例えば、物品の製造や加工等の委託を受けて、内職として自宅で小規模に作業を行うような人。

具体的には以下のとおりです。これにより、対象者を扶養等している人が扶養控除等を受けられる範囲が広がることになります。

	区 分	令和7年分 (改正前)	令和8年分以後 (改正後)
①	同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額 (所法2①三十三、三十四、地法23①七、九、292七、九)	58万円以下	62万円以下
②	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額 (所令11の2、地令7の2の2②、46の2の2②)	58万円以下	62万円以下
③	勤労学生の合計所得金額 (所法2①三十二、地法34⑨、314の2⑨)	85万円以下	89万円以下
④	家内労働者の事業所得等の特例の所得計算の特例の 必要経費に算入する金額の最低保障額 (措法27)	65万円以下	69万円以下

(注1) 上記①～③については、個人住民税も同様です。

(注2) 本人の課税最低限とその本人が扶養親族等に該当するかの基準は異なります。

適用関係

上記の改正は、令和8年分以後の所得税(令和8年12月1日以後)及び令和9年度分以後の個人住民税について適用されます。

(改所法等附1四イ、同口、2、34、改地法等附1二、3②、11②、改所令附2、改地令等附1一)

(所法81、地法34①八の二、314の2①八の二)

- ① ひとり親控除について、控除額が次のとおり引き上げられました。

		改正前	改正後
ひとり親控除額	所得税	35万円	38万円
	個人住民税	30万円	33万円

- ② 上記①の見直しに伴い、所要の措置が講じられました。

適用関係

上記の改正は、令和9年分以後の所得税及び令和10年度分以後の個人住民税について適用されます。
(改所法等附1五イ、8、改地法等附1六、3④、11③)

物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

(改所法等附101)

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題があります。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととされます。

- 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗ずることで調整する。
- 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については改正前の58万円が62万円に、給与所得控除の最低保障額については改正前の65万円が69万円にそれぞれ引き上げられました。

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応が検討されます。令和8年度税制改正においては、給与所得控除の見直しについて対応することとされました。

1

教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

(措法70の2の2)

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き適用できることとされました。

なお、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については昨年度の税制改正で延長され、令和9年3月31日までとされています。

2

個人版事業承継税制の承継計画提出期限の延長

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則17)

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限が2年6か月延長されて、令和10年9月30日まで（改正前：令和8年3月31日まで）とされました。

3

法人版事業承継税制の承継計画提出期限の延長

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則17)

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が1年6か月延長されて、令和9年9月30日まで（改正前：令和8年3月31日まで）とされました。

4

貸付用不動産の評価方法の見直し

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しが行われることとなりました。

① 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産の評価

改正前	改正後
路線価等による評価	課税時期における通常の取引価額に相当する金額 ^(注) によって評価

(注) 上記の「課税時期における通常の取引価額に相当する金額」については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価できるとされます。

② 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産の評価

改正前	改正後
路線価等による評価	その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額 ^(注) によって評価

(注) 上記の「課税時期における通常の取引価額に相当する金額」については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができるとされます。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記①に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)します。

■ 貸付用不動産の評価方法の見直し

- 貸付用不動産の市場価格と通達評価額とのかい離を利用して相続税額・贈与税額を大幅に圧縮している事例が把握されている。
- 納税者の予測可能性を確保しつつ^(注)、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、貸付用不動産の評価方法について所要の見直しを行う。

(注) 財産評価基本通達では、同通達に定める原則的な方法により評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価することとしているが、これを多用すると納税者の予測可能性が損なわれるとの意見もある。

相続税額等を大幅に圧縮している事例	左記の事例等を踏まえた改正
<p>【事例1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被相続人は、相続開始の約2年8か月前に賃貸用マンション(1棟)を21億円で購入。 通達評価額は4.2億円(▲80%)。 <p>(注) 通達評価額には、個々の不動産の収益性などが反映されていないことがかい離の主な要因。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加えて、マンション購入のための借入金残高を債務控除。相続税額を大幅に圧縮。 	<p>① 被相続人・贈与者が相続開始・贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築した一定の貸付用不動産については、通常の取引価額に相当する金額(原則、取得価額を基に算定)によって評価することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 減価償却(定額法)による減価を反映するなど、各不動産の実態に即して評価 * 取得価額を基に評価額を算定する場合には、原則、取得時から課税時期までの地価変動の影響等を加味するとともに、評価の安全性を考慮(しんしゃく割合「0.8」) * 今回の見直しによる通達の改正(公開)日までに、被相続人等が同日の5年前から所有している土地の上に家屋を新築・建築中の場合には、従前のとおり評価
<p>【事例2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 贈与者は、いわゆる「不動産小口化商品」(信託受益権)を3,000万円で購入し、受贈者(子)に贈与。 通達評価額は480万円(▲84%)。現金3,000万円を贈与する場合と比較して贈与税額を大幅に圧縮。 その後、受贈者は同商品を約3,000万円で売却。 	<p>② 商品として小口化された貸付用不動産^(注)については、その取得時期にかかわらず、通常の取引価額に相当する金額(次の(1)、(2)又は(3)に掲げる価格等を参酌して算定)によって評価することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 出資者の照会等により、販売会社等から提示される適正な処分・買取価格等 販売会社等が把握している適正な売買実例価額 定期報告書等に記載された不動産の価格等 <p>上記(1)、(2)又は(3)に該当するものがない場合には、上記①に準じて評価する。</p> <p>(注) 「商品として小口化された貸付用不動産」とは、不動産特定共同事業契約(任意組合型・賃貸借型)又は信託受益権に係る金融商品取引契約(信託型)のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産をいう。</p>

(注) 令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。

(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用されます。ただし、上記①の改正については、その改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限ります。)に新築をした家屋(同日において建築中のものを含みます。)には適用されません。

5

不動産取得税及び固定資産税の免税点の見直し

(地法73の15の2、351)

不動産取得税及び固定資産税の免税点が、次のとおり見直されました。

	改正前	改正後
不動産取得税の免税点 (前回の見直し：昭和48年)	土地：10万円未満 家屋(建築等分)：23万円未満 家屋(その他のもの)：12万円未満	土地：16万円未満 家屋(建築等分)：66万円未満 家屋(その他のもの)：34万円未満
固定資産税の免税点 (前回の見直し：平成3年) (注) 土地・家屋は、都市 計画税も同様の免税点	土地：30万円未満 家屋：20万円未満 償却資産：150万円未満	土地：30万円未満(改正なし) 家屋：30万円未満 償却資産：180万円未満

適用関係

不動産取得税の免税点の見直しは、令和8年4月1日以後の不動産取得税について適用されます。
(改地法等附1)

固定資産税・都市計画税の免税点の見直しは、令和9年度以後の年度分の固定資産税・都市計画税について適用されます。
(改地法等附14②)

II